

都市農村交流により地域を活性化したい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）、 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	農山漁村の地域住民が生き生きと暮らしていける環境創出のきっかけづくりや、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域づくりを支援します。
事業概要	<p>1 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型） 活動計画策定事業</p> <p>〔事業主体〕 市町村を構成員に含む地域協議会</p> <p>〔事業内容〕 ア アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 イ 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動等</p> <p>〔補助限度額等〕 事業期間：3年間 交付率：定額（上限1年目500万円、2年目250万円等）</p> <p>2 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）</p> <p>〔事業主体〕 地域協議会、民間企業等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>① 農泊推進事業</p> <p>ア 農泊地域創出タイプ 農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援</p> <p>イ 農泊地域経営強化タイプ 地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費を支援</p> <p>ウ インバウンド食関連消費拡大タイプ 輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援</p> <p>② 人材活用事業 「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援</p> <p>③ 広域ネットワーク推進事業 戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援</p>

[補助限度額等]

- ① ア 上限 2 年間、交付率定額（上限 500 万円/年等）
イ 上限 2 年間、交付率定額（上限 250 万円/年等）
ウ 上限 3 年間、交付率定額（上限 500 万円/年等）
- ② 期間は上限①に準ずる、交付率定額（上限 250 万円/研修生タイプ、
上限 650 万円/専門家タイプ）
- ③ 上限 1 年、交付率定額（上限 250 万円等）

(2) 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

[事業主体]

- ア 市町村、地域協議会の中核法人、農業協同組合等
- イ 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体

[事業内容]

- ア 市町村・中核法人実施型
古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農山漁村体験施設等の整備
- イ 農家民泊経営者等実施型
農家民泊等における小規模な改修（簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備や、宿泊施設の質の向上のための設備の整備）

[補助限度額等]

- ア 上限 2 年間、交付率 1/2（上限 2,500 万円等）
- イ 1 年間、交付率 1/2（上限 5,000 万円（経営者等 1 名当たり上限 1,000 万円））

[問合せ先]

農村計画課 農村活性化G TEL : 029-301-4264

地域間交流の促進等により農山漁村の活性化を図りたい

事業名	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI 事業者、NPO 法人、農林漁業者等の組織する団体 等</p> <p>〔事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産基盤及び施設 農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援 (生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設 等) (2) 生活環境施設 良好的な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援 (簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等) (3) 地域間交流拠点施設 都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援 (廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等) (4) その他 (自然・資源活用施設、指定棚田地域保全整備 等) <p>〔補助要件等〕 農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画期間：3～5年程度）を策定すること。 (都道府県または市町村が単独または共同で作成) ※事業メニューにより五法指定地域等や受益面積、他の計画策定といった要件があります。 ※「五法指定地域等」とは、①振興山村地域、②過疎地域、③離島地域、④半島地域、⑤特定農山村地域、⑥上記①から⑤に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域をいう。</p> <p>〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付率：1/2 以内 ・交付対象事業費の上限：国費として4億円まで ・事業内容(3)の地域間交流拠点の整備では、延べ床面積の合計が 1,500 m²以内かつ1 m²あたり 29 万円以内とする。 <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL : 029-301-4264</p>

市民農園を開設したい

事業名	市民農園開設支援										
分類	【農村活性化、都市農村交流】										
事業要旨	耕作放棄地の解消・発生防止、都市住民の利用による農村地域の活性化などの効果が見込まれる市民農園の開設を支援します。										
事業概要	<p>〔事業主体〕 地方公共団体、農協、農地所有者、NPO 法人、企業、個人等</p> <p>〔支援内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民農園の開設・運営に関する各種相談（開設手続、活用可能な補助事業の紹介等） (2) ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」による県内市民農園情報の発信 <p><主な活用可能補助事業></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等名</th> <th>内容</th> <th>主な実施主体</th> <th>補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型))</td> <td>都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能</td> <td>都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等</td> <td>1/2 等</td> </tr> </tbody> </table>			事業等名	内容	主な実施主体	補助率等	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型))	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能	都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等	1/2 等
事業等名	内容	主な実施主体	補助率等								
農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型))	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁村の活性化のために必要となる地域間交流拠点施設の整備として、体験農園・市民農園の整備が可能	都道府県、市町村、JA、農林漁業者の組織する団体等	1/2 等								
	<p>〔開設方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「市民農園整備促進法」による開設 <ul style="list-style-type: none"> ・農地とそれに農機具庫やトイレなどの付帯設備を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。 ・市民農園の開設できる場所は、市民農園区域または市街化区域に限られます。 (2) 「特定農地貸付法」による開設 <ul style="list-style-type: none"> ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることのできる、農地法の特例です。 ・利用者あたりの利用面積は 10a 未満とする等の開設要件を満たす必要があります。 (3) 「農園利用方式」による開設 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営は農家が行い、利用者が農作業を手伝う方式です。 ・開設者（農家）と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。 ・農地の貸し借りは伴いません。 <p>※開設方法により、開設場所や開設要件、開設手続等が異なります。</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL : 029-301-4264</p>										

農家民宿を開設したい

事業名	農家民宿開設支援
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	農林漁業者等が営業する、農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工又は調理体験、農山漁村の生活および文化に触れる体験等を提供する宿泊施設「農家民宿」の開設を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農林漁業者等</p> <p>〔支援内容〕</p> <ul style="list-style-type: none">(1)ホームページ「いばらきのグリーン・ツーリズム」や、グリーンツーリズム体験ガイドブック「いばらきとあそぼ。」による県内農家民宿情報の発信(2)パンフレット「農家民宿を開業してみませんか?」及び「農家民宿開業の手引き」の配布(3)農家民宿の開設手続きなどに関する相談 <p>〔開設方法〕 ※旅館業法に基づく営業許可申請を行う場合 開業までの手続きの流れは以下のとおりですが、まずは農家民宿の開業計画について概要を整理して、市町村や県農業改良普及センター等へ相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)農家民宿の開業計画について概要を整理して相談（→市町村等）(2)地域指定の有無や地目の種類など土地について確認（→市町村等） <p>新築する場所が、自然公園内や市街化調整区域内に該当する場合は、それに応じた各許可申請等が必要となります。</p> <p>※市街化調整区域内の場合、都市計画法の許可が別途必要となります。 なお、都市計画法の許可を受ける場合は、事前に県農村計画課へ「農林漁業体験民宿業に係る施設等の証明願」の申請が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">(3)保健所に相談し、必要な許認可と各施設の基準等を確認（→保健所）(4)消防設備について相談（→消防署）(5)排水に関する手続き（→県民センター環境・保安課等）(6)建築確認が必要な場合は、建築確認申請を提出（→各市建築担当課、県民センター建築指導課等）(7)工事の着手・完了 建築確認を申請した場合は、完了検査申請書を提出し、検査を受検します。(8)消防用設備等の申請（→消防署）(9)旅館業法による営業許可申請（→保健所） <p>※開業にあたっては、既存の家屋を利用、空き家や空き部屋を利用、新築などいろいろな場合が考えられます。また、食事の提供方式も、自炊型、1泊2食型など様々です。どの場所でどのような形態で開設するかによって手続きが異なります。</p> <p>※住宅宿泊事業法に基づく届出をして農家民宿を開業したい場合は、県生活衛生課までお問合せください。（TEL：029-301-3414）</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>

農業生産条件が不利な中山間地域等で農業を続けたい

事業名	中山間地域等直接支払交付金																																																							
分類	【農村活性化、都市農村交流】																																																							
事業要旨	農業生産条件の不利な中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄の発生防止や多面的機能を確保するため、直接支払を行います。																																																							
事業概要	<p>【事業主体】 農業者の組織する団体等（集落等）</p> <p>【事業内容】 急傾斜等条件不利な農地を対象に、集落協定または個別協定に基づき 5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を直接支払います。</p> <p>【補助要件等】 山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法に基づく指定地域、または知事特認地域において、傾斜等の基準を満たしていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">市町村名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">県知事の特認地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">日立市</td><td style="padding: 2px;">旧十王町、⑩中里村</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">古河市</td><td style="padding: 2px;">⑩岡郷村、旧三和町</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">常陸太田市</td><td style="padding: 2px;">⑩誉田村、⑩河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村</td><td style="padding: 2px;">⑩機初村、⑩世矢村、⑩西小沢村、⑩幸久村、⑩佐竹村、⑩佐都村</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高萩市</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">北茨城市</td><td style="padding: 2px;">⑩関本村、⑩華川村</td><td style="padding: 2px;">旧磯原町、旧関南村</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">笠間市</td><td style="padding: 2px;">—</td><td style="padding: 2px;">⑩大池田村、⑩北山内村、⑩南山内村、⑩西山内村</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">潮来市</td><td style="padding: 2px;">旧牛堀町</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">常陸大宮市</td><td style="padding: 2px;">旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、⑩大場村</td><td style="padding: 2px;">旧大宮町（⑩大賀村、⑩世喜村、⑩上野村、⑩静村、⑩塩田村、⑩玉川村）</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">坂東市</td><td style="padding: 2px;">⑩生子菅村、⑩沓掛村</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">稻敷市</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">かすみがうら市</td><td style="padding: 2px;">旧霞ヶ浦町</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">桜川市</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">行方市</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">城里町</td><td style="padding: 2px;">旧七会村、旧桂村</td><td style="padding: 2px;">旧常北町</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大子町</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">河内町</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">利根町</td><td style="padding: 2px;">全域</td><td style="padding: 2px;">—</td></tr> </tbody> </table>		市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域	日立市	旧十王町、⑩中里村	—	古河市	⑩岡郷村、旧三和町	—	常陸太田市	⑩誉田村、⑩河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村	⑩機初村、⑩世矢村、⑩西小沢村、⑩幸久村、⑩佐竹村、⑩佐都村	高萩市	全域	—	北茨城市	⑩関本村、⑩華川村	旧磯原町、旧関南村	笠間市	—	⑩大池田村、⑩北山内村、⑩南山内村、⑩西山内村	潮来市	旧牛堀町	—	常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、⑩大場村	旧大宮町（⑩大賀村、⑩世喜村、⑩上野村、⑩静村、⑩塩田村、⑩玉川村）	坂東市	⑩生子菅村、⑩沓掛村	—	稻敷市	全域	—	かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—	桜川市	全域	—	行方市	全域	—	城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町	大子町	全域	—	河内町	全域	—	利根町	全域	—
市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域																																																						
日立市	旧十王町、⑩中里村	—																																																						
古河市	⑩岡郷村、旧三和町	—																																																						
常陸太田市	⑩誉田村、⑩河内村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村	⑩機初村、⑩世矢村、⑩西小沢村、⑩幸久村、⑩佐竹村、⑩佐都村																																																						
高萩市	全域	—																																																						
北茨城市	⑩関本村、⑩華川村	旧磯原町、旧関南村																																																						
笠間市	—	⑩大池田村、⑩北山内村、⑩南山内村、⑩西山内村																																																						
潮来市	旧牛堀町	—																																																						
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、⑩大場村	旧大宮町（⑩大賀村、⑩世喜村、⑩上野村、⑩静村、⑩塩田村、⑩玉川村）																																																						
坂東市	⑩生子菅村、⑩沓掛村	—																																																						
稻敷市	全域	—																																																						
かすみがうら市	旧霞ヶ浦町	—																																																						
桜川市	全域	—																																																						
行方市	全域	—																																																						
城里町	旧七会村、旧桂村	旧常北町																																																						
大子町	全域	—																																																						
河内町	全域	—																																																						
利根町	全域	—																																																						
※（注）⑩は、昭和 25 年 2 月 1 日当時の市町村名																																																								
【対象経費】	下表の交付単価により、交付対象農用地面積に応じて交付																																																							
【補助限度額・補助率（田・畑）】																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">地目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">田</td><td style="padding: 2px;">急傾斜（1/20 以上）</td><td style="padding: 2px;">21,000</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">緩傾斜（1/100 以上）</td><td style="padding: 2px;">8,000</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">畑</td><td style="padding: 2px;">急傾斜（15° 以上）</td><td style="padding: 2px;">11,500</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">緩傾斜（8° 以上）</td><td style="padding: 2px;">3,500</td></tr> </tbody> </table>	地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜（1/20 以上）	21,000		緩傾斜（1/100 以上）	8,000	畑	急傾斜（15° 以上）	11,500		緩傾斜（8° 以上）	3,500																																									
地目	区分	交付単価 (円/10a)																																																						
田	急傾斜（1/20 以上）	21,000																																																						
	緩傾斜（1/100 以上）	8,000																																																						
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500																																																						
	緩傾斜（8° 以上）	3,500																																																						
	<p>※その他、各種要件を満たすことにより、「棚田地域振興活動加算」では傾斜条件により最大 14,000 円/10a、「ネットワーク化加算」では面積条件により最大 10,000 円/10a 等の加算措置を受けることができます。</p>																																																							
【問合せ先】 農地整備課 農村環境農道G TEL : 029-301-4259																																																								

未利用資源の活用等を通じて山村の所得や雇用の増大を図りたい

事業名	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）のうち山村活性化対策事業
分類	【農村活性化、都市農村交流】
事業要旨	山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 振興山村を有する市町村、振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会</p> <p>〔対象地域〕 山村振興法に基づき指定された振興山村</p> <p>〔事業内容〕 山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援。 (1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査 (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組及び販売促進</p> <p>〔補助要件等〕 山村振興法に基づき指定された振興山村、かつ当該振興山村における山村振興計画（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること。</p> <p>〔事業期間〕 上限3年間</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 補助率：定額 上限1,000万円/年/地区</p> <p>〔対象経費〕 役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等</p> <p>※事業実施主体は、事業開始年度において、事業実施計画を直接、関東農政局に提出する。なお、事業実施計画の作成にあたっては、県と調整すること。</p> <p>〔問合せ先〕 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>